

「農地法第3条の3の規定による届出書」必要書類一覧

農地について、所有権、賃借権等の権利を相続した場合、農業委員会へ「農地法第3条の3の規定による届出書」を提出しなければなりません。

農地を含め、資産関係の相続手続きを弁護士、司法書士、行政書士等に依頼されている場合は、こちらの届出につきましてもご相談されることをお勧めします。

相続登記の完了後にこの届出書をご自身で作成、提出する場合、下記の書類が必要です。

番号	必要書類	備考
1	農地法第3条の3の規定による届出書	相続した農地が多い場合は、別紙に記入をお願いします。
2	遺産分割協議書の写し	2～4については、いずれかをご提出いただきます。 なお、3については、法務局で取得することができ、 1筆600円の費用がかかります。
3	農地に係る土地の「全部事項証明書」の写し	
4	相続登記の「登記完了証」の写し (相続人が明記されているもの)	